平成２８年（フ）第１０２２号
堺市東区草尾605番地２　サンシャインハイツⅡ－305号、前住所堺市堺区市之町西２丁１番９－903号
破産者　足立　信二
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
堺市北区中長尾町４－５－３－904、住民票上の住所堺市堺区向陵東町３丁８番１－1311号
破産者　田原　陽司
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７６４号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目12番21号　202号、従前の住所京都府宮津市字難波野140番地の１
破産者　ナカトラこと　中田　光明
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４０号
神戸市兵庫区中道通６丁目４番９－702号
破産者　石川　吉延
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８７号
兵庫県尼崎市三反田町３丁目６番23－601号（開始決定時の表示）兵庫県尼崎市三反田町３丁目６番23号　ラ・セーヌⅡ601号室、開始決定時の住民票上の住所兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番２－703号
破産者　畑山　裕樹
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６３１号
兵庫県芦屋市東芦屋町３番６－405号
破産者　米田　　尚
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３７号
岡山県倉敷市老松町３丁目９番22－702号　レオパレスＲＸ倉敷
破産者　山本　雄三
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
北九州市門司区田野浦１丁目12番30号
破産者　前田由美子（旧姓此口）
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１８号
北九州市門司区梅ノ木町３番15－506号
破産者　佐藤　孝子
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８２号
福岡県中間市大辻町21番20号
破産者　今村　美江
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９７号
北九州市八幡西区本城東１丁目７番10－202号
破産者　武内　賢秀
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２０号
福岡県築上郡築上町大字下別府1844番地　サンハイツーツイキ201号
破産者　宮崎　雅彦
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
熊本市東区画図町大字重富886　画図重富団地10棟404号、住民票上の住所熊本市東区若葉５丁目12番18号
破産者　村岡　幸治
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目15番５号　桜ヶ丘病院、住民票上の住所鹿児島県志布志市志布志町安楽192番地63
破産者　野崎　四郎
法定代理人成年後見人　内田　幸一
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
沖縄県浦添市宮城１丁目32番５－101号
破産者　翁長　盛幸
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３５３号
沖縄県那覇市古波蔵１丁目24番21－510号　幸ビル
破産者　眞榮城　力
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５号
青森県八戸市大字長苗代字島ノ前３番地１
破産者　下村　裕光
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目20番地２　202
破産者　永田　眞人
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係